

平成23年3月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 **本田 亮**
平成22年(ネ)第6048号, 同年(ネ)第7605号不当利得返還等請求控訴, 同附帯
控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成21年(ワ)第12575号)

口頭弁論終結日 平成23年1月20日

判 決

東京都:

控訴人兼附帯被控訴人

同訴訟代理人弁護士 市 川 和 明

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被控訴人兼附帯控訴人 ア コ ム 株 式 会 社

同代表者代表取締役 木 下 盛 好

同訴訟代理人弁護士 若 槻 哲 太 郎

同 松 宮 浩 典

同 足 立 高 志

同 土 取 義 朗

主 文

- 1 本件控訴に基づき, 原判決を次のとおり変更する。
 - (1) 被控訴人兼附帯控訴人は, 控訴人兼附帯被控訴人に対し, 75万4643円及びうち74万6636円に対する平成21年4月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 控訴人兼附帯被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 2 本件附帯控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は, 第1, 2審を通じ, これを4分し, その1を控訴人兼附帯被控訴人の負担とし, その余を被控訴人兼附帯控訴人の負担とする。
- 4 この判決は, 1項(1)に限り, 仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

原判決を次のとおり変更する。

被控訴人兼附帯控訴人（原審被告。以下「被控訴人」という。）は、控訴人兼附帯被控訴人（原審原告。以下「控訴人」という。）に対し、100万4643円及びうち74万6636円に対する平成21年4月16日から、うち25万円に対する同月24日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第 2 附帯控訴の趣旨

原判決を次のとおり変更する。

- 1 被控訴人は、控訴人に対し、70万5970円及びうち69万8484円に対する平成21年4月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 控訴人のその余の請求を棄却する。

第 3 事案の概要

- 1(1) 被控訴人は、貸金業法3条所定の登録を受けた貸金業者である。
- (2) 控訴人は、被控訴人との間で、利息制限法1条1項所定の利息の制限額（利息の制限額）を超える利息を支払う約定を含む金銭消費貸借基本契約に基づいて、平成9年11月10日から平成21年3月2日まで、別紙の「年月日」、「借入金額」及び「弁済額」の各欄に記載のとおり、継続的に借入れ及び返済を行った（本件取引）。
- 2 本件は、控訴人が、本件取引において、支払った利息のうち利息の制限額を超える部分（制限超過部分）を元本に充当すると過払金が生じているとして、被控訴人に対し、民法704条に基づき、別紙記載のとおり、過払金元本74万6636円と平成21年4月15日までの利息8007円の合計75万4643円及び上記元本に対する同月16日から支払済みまで民法所定の年5分の

割合による利息のほか、過払金請求に係る弁護士費用10万円の損害及びこれに対する訴状送達日の翌日である同月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の各支払に加え、元本完済後の架空請求が不法行為に当たるとして、民法709条に基づき、慰謝料10万円及び弁護士費用5万円の合計15万円並びにこれに対する同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

これに対し、被控訴人は、被控訴人には平成18年法律第115号による改正前の貸金業法43条1項（旧貸金業法43条1項）の適用が認められるとの認識を有していたことについてやむを得ないといえる特段の事情があると主張し、悪意の受益者であることを争い、不法行為の成立を否定するなどして争った。

- 3 原審は、被控訴人は、平成9年10月31日、控訴人に対し、本件取引に関する基本契約書を作成の上、これを交付したところ、これには、貸金業法17条1項所定の事項が、「貸付けの金額」（同法17条1項3号）並びに「返済期間及び返済回数」（同6号）を除き記載されていたこと、被控訴人は、控訴人に対し、本件取引（ただし、平成19年9月28日までのもの。）の各貸付けに際し、「貸付けの金額」並びに「次の返済期限及び返済額」を記載した個別明細書を、本件取引の各弁済に際し、貸金業法18条1項所定の事項を記載した個別明細書をそれぞれ交付していた旨を認定した上、(1) リボルビング方式の貸付けについて、貸金業法17条1項所定の書面（17条書面）に、当該貸付けを含めたその時点で全貸付けの残元利金について毎月定められた返済期日に最低返済額及び経過利息を返済する場合の「返済期間及び返済回数」並びに各回の「返済金額」を記載すべきである旨の最高裁平成17年12月15日第一小法廷判決・民集59巻10号2899頁（以下「最高裁平成17年判決」という。）がされたところ、本件取引の個別明細書には最高裁平成17年判決の基準に従った記載はなかったものの、上記記載に代わるものとして「貸

付けの金額」並びに「次回の返済期限及び返済額」の記載はされていたとの事情に照らせば、旧貸金業法43条1項の適用が認められるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ない事情があったといえ、他方、同日以降は、最高裁平成17年判決により、被控訴人において旧貸金業法43条1項の適用がないことが認識可能になったということが出来るから、悪意の受益者であると推定されることになるとし、(2) 被控訴人は、結果的には、弁済された利息の制限超過部分の元本充当により元本が存在しなくなった後も請求を続けたが、本件全証拠によっても、それが社会通念に照らし著しく相当性を欠く態様による請求又は受領であったとは認めるに足りないのであって、それが不法行為を構成するとはいえないし、民法704条後段に基づく弁護士費用請求は、被控訴人が利息制限法所定の制限利率を超過する利息を収受することにつき悪意の受益者であるほかに、不法行為の要件を充足した場合に認められるものと解されるどころ、本件においては、前記のとおり不法行為の要件を充足していないから、弁護士費用の請求は認められないなどとして、控訴人の請求は、過払金元本69万9617円と平成21年4月15日までの利息7498円の合計70万7115円及び上記元本に対する同月16日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める限度で理由があるとして、これを認容し、その余の請求は理由がないとして、これを棄却した。

これに対して、控訴人が控訴し、被控訴人が附帯控訴した。

なお、控訴人は、原審において、アイフル株式会社及びプロミス株式会社に対しても、同様の請求をしていたが、アイフル株式会社との間では、訴訟上の和解が成立し、プロミス株式会社に対する訴えは取り下げた。

4 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、5に当審における控訴人の主張を、6に当審における被控訴人の主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、

これを引用する。

5 当審における控訴人の主張

- (1) 被控訴人が、旧貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有したことについて合理的な根拠は存在せず、その認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情はない。その理由は、次のとおりである。

ア 最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・裁判集民事225号103頁は、貸金業法18条所定の書面（18条書面）に関してではあるが、
「（旧）貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるというためには・・・上記認識に一致する解釈を示す裁判例が相当数あったとか、上記認識に一致する解釈を示す学説が有力であったというような合理的な根拠があって上記認識を有するに至ったことが必要であり、上記認識に一致する見解があったというだけで上記特段の事情があると解することはできない。」と判示している。したがって、上記「特段の事情」が認められる場合というのは、（旧）貸金業法43条1項の適用要件を満たしていない各事項につき、貸金業者が自ら採用した解釈に一致する相当数の裁判例や有力学説が存在していたということをすべて主張立証できたという極めて限られた場合であると解される。

そして、貸金業法施行当時から、判決の主流は、旧貸金業法43条1項の適用要件について、厳格に解する立場であり、緩和して解する立場に立つ判決は、「ないわけではない」あるいは「ある程度存在する」という程度であり、「相当数」も存在しない上、そのような判決であっても、基本契約書と個別貸付時に交付される借用書を併せ読めば、貸金業法17条所定の記載事項が網羅されている事案であり、学説の多数も、厳格に解する立場が多数であった。

イ 貸金業法は、17条1項6号で、貸付けに係る契約書面に記載すべき事

項として、明確に「返済期間及び返済回数」と規定しており、旧貸金業法43条は、17条書面及び18条書面の交付を要件として、制限超過利息の支払を有効な利息の弁済とみなすとしている。貸金業法17条の趣旨は、資金需要者に将来の債務の負担の程度を自覚させ安易な借入を抑制し、将来の弁済計画の参考とすることであって、「返済期間及び返済回数」の記載のない、あるいは、その記載が不可能な金銭消費貸借契約では、返済がいつ終わるのか認識できず、将来の弁済計画の参考にすることもできない。貸金業法は、このような危険な貸付けについて、借主の保護を図って、制限超過利息の収益を認めなかったものである。

ウ 大蔵省銀行局長通達第2602号「貸金業者の業務運営に関する基本事項について」の第2の4(2)ハ(イ)は、「包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく貸付けを行ったときには、そのいずれのときにも書面を交付しなければならない。」とし、包括契約（基本契約）締結時に契約書面を作成・交付し、個別貸付けを行う際にも貸金業法17条書面の交付を求めた。さらに、同(ロ)では、「包括契約を締結したときに交付する書面には、法第17条第1項に掲げる事項中、当該包括契約において特定しうる事項を記載しなければならない。」と、同(ハ)では、「包括契約に基づく貸付けをしたときに交付する書面には、貸付けの金額、貸付けの年月日及び当該包括契約の契約番号を記載しなければならない。」と、それぞれ定めた。借入額が確定していない包括契約においては、契約締結時には貸金業法17条の記載要件をすべて記載することが困難であることから、大蔵省銀行局は、貸金業者を保護する観点から、同条1項6号が義務づけた「返済期間及び返済回数」の記載方法を通達によって緩和し、個別貸付時に17条書面の交付を義務付け、その包括契約締結時に作成・交付される書面と、個別貸付時に作成・交付される両書面の記載を併せ読むことによって、「返済期間及び返済回数」の記載要件を満たすことを認めたものである。

したがって、最低限、両書面を併せて、同条1項のすべての記載要件を満たすものでなければならない。そして、同法は、消費者保護の立場から、契約書面、受取書面として記載すべき事項を法定し、法定されている記載事項（省令記載事項を含む。）を記載しなかった貸主には、同法48条4号で罰則を設けている。これは、一方で、厳格な書面の記載要件を要求し、他方で、法の定める厳格な記載要件を満たした契約書面、受取証書を交付しているような優良な業者に対しては、本来、利息制限法上は無効な弁済を特別例外的に旧貸金業法43条1項で、有効な弁済とみなすとの特典を与えたものである。法定の記載要件を遵守せず、刑事罰に処せられるような貸主に、「みなし弁済」の優遇措置を与えることはあり得ない。そもそも貸金業法17条、18条に規定されているような記載事項は、容易に記載できることを考え合わせると、旧貸金業法43条1項の適用を受けるためには、各記載事項すべてを記載した書面を交付する必要がある。

エ ところが、被控訴人は、リボルピング契約の場合には、債務者において次回の支払期限と次回の最低返済額が認識できれば足りるという独自の理由と判断で、貸金業法が施行された昭和58年11月当初から平成9年11月10日まで、法令を無視して貸金業法17条の記載要件を欠いた17条書面を交付し続けたものである。

- (2) 被控訴人は、貸金業法17条所定の記載事項について記載不可能なりボルピング方式の貸付けという取引を自ら選択し、控訴人との間で本件取引を開始して制限超過利息を受け取り続けたのであって、被控訴人の制限超過利息の受取りは、それ自体で不法行為を構成すると解すべきである。最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・民集63巻7号1445頁（以下「最高裁平成21年判決」という。）の理論は、裁判例や学説の主張が固まっていた平成9年当時には当てはまらないものである。

6 当審における被控訴人の主張

- (1) リボルビング取引においては、債務者が返済計画として必要とする情報は、次回の支払期限と次回の最低弁済額であり、それで必要かつ十分である。
- (2) 最高裁平成17年判決は、リボルビング取引について、「仮に、当該貸付けに係る契約の性質上、法17条1項所定の事項のうち、確定的な記載が不可能な事項があったとしても、貸金業者は、その事項の記載義務を免れるものではなく、その場合には、当該事項に準じた事項を記載すべき義務があり、同義務を尽くせば、当該事項を記載したものと解すべきである」と判示し、「返済期間及び返済回数に準じた事項」が記載されていれば記載要件としては十分であるとした。そして、リボルビング取引の特殊性にかんがみれば、「次回の返済期限及び返済額」は、最高裁平成17年判決にいう「返済期間及び返済回数に準じた事項」に当たる。
- (3) 控訴人は、貸金業法施行当時から、旧貸金業法43条1項の適用要件を厳格に解するのが判決の主流であり、学説の多数であったというが、そのような事実はない。むしろ、最高裁平成2年1月22日第二小法廷判決・民集44巻1号332頁（以下「最高裁平成2年判決」という。）は、17条書面について厳格に解する必要はないものとしており、被控訴人の主張に沿うものである。
- (4) 本件では、最高裁平成17年判決以降における貸付けについて、被控訴人は、「返済79回」、「最終H25.12.24」、「約定返済額15,000円以上」などと明記し（丙21の125）、約定返済額を遅滞することなく弁済した場合には何回の弁済で終了するのか、最終の弁済日はいつとなるのかという情報を明確に記載し、「返済期間及び返済回数に準じた事項」の記載をしている。原審は、被控訴人の個別明細書の上記記載が、「返済期間及び返済回数に準じた事項」に該当するか否かを十分に検討することなく、あたかも結論ありきの判断を行っており、取消しを免れない。

なお、被控訴人は、少なくとも、みなし弁済に関する最高裁平成18年1

月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁がされるまでは悪意の受益者ではないと主張するものである。

第4 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人の不法行為の請求は理由がないと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。しかし、当裁判所は、原審と異なり、被控訴人は悪意の受益者であると判断する。その理由のうち事実認定については、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1(1)のとおりであるから、これを引用する。
- 2 制限超過利息を受領した貸金業者は、旧貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁）。

ところで、最高裁平成17年判決は、リボルピング方式の貸付けについて17条書面に「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」として記載すべき事項に関し、当該貸付けを含めたその時点での全貸付けの残元利金について、毎月定められた返済期日に最低返済額及び経過利息を返済する場合の返済期間、返済回数及び各回の返済金額を記載すべきであるとしているところ、上記認定事実によれば、被控訴人は、各貸付けに際し、交付する個別明細書に、「貸付金額」並びに「次回の返済期限及び返済額」しか記載していない。このような場合、貸金業者において、旧貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるというためには、上記のような記載で、17条書面の要件が満たされているという認識に一致する解釈を示す裁判例が相当数あったとか、上記認識に一致する解釈を示す学説が有力であったというような合理的な根拠があることが必要であり、その

ような認識に一致する見解があったというだけで上記特段の事情があると解することはできないというべきである。

そして、貸金業法17条所定の記載事項は、一義的かつ明確であるところ、リボルビング契約の場合には、基本契約の際、「返済期間と返済回数」を記載することができないものの、個別貸付けの際には、当該貸付けを含めたその時点での全貸付けの残元利金について毎月定められた返済期日に最低返済額及び経過利息を返済する場合の「返済期間及び返済回数」並びに「各回の返済金額」を記載することは可能であって、リボルビング契約の場合、貸金業法17条所定の記載事項を記載した個別明細書の交付義務が免除される理由はない。

また、証拠によれば、貸金業法の立法時における第96回国会参議院大蔵委員会において、17条書面の交付に関する議論がほとんどされていないことはうかがわれるが、同委員会においても、同法律案についての提案理由等に関する説明において、「みなし弁済規定は、契約書面を交付しない場合・・・については、適用しないものといたしております。」と説明されていることが認められるし（丙10）、貸金業法制定時に発せられた大蔵省銀行局長通達（昭和58年9月30日蔵銀第2602号「貸金業者の業務運営に関する基本事項について」）の第2の4(2)ハには、控訴人の主張する上記第2の5(1)ウのとおり記載がある（丙11）が、同通達が、リボルビング方式の貸付けをした場合に、「返済期間及び返済回数」の代わりに上記事項を記載すれば足りることを意味するものではない。

被控訴人は、裁判例や学説が厳格な考え方を採っていなかったと主張するが、商工ローン業者の代理人として不当利得返還請求訴訟を多数担当しているという論者の筆による「貸金業法17条の書面要件について」と題する論文が平成13年11月15日付けで法律雑誌に掲載されているところ、同論文は、17条書面の記載要件について、「（同）法17条・・・の立法趣旨は、契約の内容及び弁済金の充当関係を明らかにし、紛争を防止することにあるから、契約

の基本的事項、すなわち「いつ、誰が、誰に対し、金いくらを、どのような条件で貸し付けたか」が分かる契約書面が・・・交付されていれば十分であり、右基本的事項以外の1つ位欠けていても（旧貸金業）法43条の適用を認めてよい」という立場（以下「緩和説」という。）と「貸金業法は、消費者保護の立場から、契約書面・・・として記載すべき事項を法定しているのであり・・・法17条・・・に規定する各記載事項（省令による記載事項を含む）を記載した書面を交付しなければならない」という立場（以下「厳格説」という。）に分類した上で、「昭和58年、59年の簡易裁判所判事の会場で、厳格説が多数を占め・・・この厳格説・・・は、そのまま簡易裁判所及び地方裁判所の裁判実路実務において指導的役割を果たした」、「最近の裁判例においても、「厳格説」の考え方は主流であると言わざるを得ないが、「緩和説」にたつ裁判例がないわけではない。」などと述べ、また、学説を含めて、「多数説と言われる「厳格説」の中にも、個々の具体的事案の解決に際しては、債務者に対する実際上の不利益の有無という実質的観点から、弾力的に法定要件を解釈・適用しようとする考え方が看取される」と指摘するものの、そこで挙げられている例は、「「返済回数」の記載事項について・・・「昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで」と記載した場合に、何回にあたるか明記しなくても回数は自明であろうから、「みなし弁済」は成立しうる」、「細かな記載ミスや記載漏れを一切認めないという趣旨ではない」などというものである（甲11）。

そうすると、被控訴人が、貸金業法17条1項6号の「返済期間及び返済回数」並びに「各回の返済金額」に代わるものとして、「次回の返済期限及び返済額」を記載した個別明細書を交付していたことをもって、被控訴人には「返済期間及び返済回数」並びに「各回の返済金額」の要件を充足しているとの認識を有していたとしても、このような認識に一致する解釈を示す裁判例が相当数あったとか、上記認識に一致する解釈を示す学説が有力であったとは認められない。なお、最高裁平成2年判決は、17条書面の記載について正面から判

断を示したのではなく、被控訴人の主張に沿うものということとはできない。

したがって、被控訴人は、民法704条の悪意の受益者であるというべきである。そして、同条前段所定の利息の発生時期は、過払金が発生した時と解するのが相当である（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁）。

3 当審における当事者の主張にかんがみ、理由を付加する。

(1) 被控訴人は、最高裁平成17年判決以降における貸付けについて、貸付けの際の個別明細書に「返済79回」、「最終H25.12.24」、「約定返済額15,000円以上」などと明記し（丙21の125）、約定返済額を遅滞することなく弁済した場合には何回の弁済で終了するのか、最終の弁済日はいつとなるのかという情報を明確に記載して、「返済期間及び返済回数に準じた事項」の記載をしているところ、原審は、これが、「返済期間及び返済回数に準じた事項」に該当するか否かを十分に検討することなく判断しているなどと主張する。

しかし、被控訴人が、貸金業法17条1項6号の「返済期間及び返済回数」並びに「各回の返済金額」に代わるものとして、「次回の返済期限及び返済額」を記載した個別明細書を交付していたことについて、旧貸金業法43条1項の適用が認められるとの認識を有していたことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとは認められないことは、上記のとおりである。被控訴人が、最高裁平成17年判決以降における貸付けについて、「返済期間及び返済回数」に準じた事項の記載をしたとしても、それは、例えば、平成18年5月30日の弁済（別紙の番号125の欄）の際に交付された個別明細書の「貸付後残高」は、49万8615円とされている（丙21の124）が、正しくは、-31万9005円となるように、誤った貸付残高を前提とした記載にならざるを得ない。

したがって、被控訴人の主張は、上記結論を左右するものではない。

(2) 控訴人は、被控訴人の制限超過利息の受取りは、それ自体で不法行為を構成すると解すべきであり、最高裁平成21年判決の理論は、裁判例や学説の主張が固まっていた平成9年当時には当てはまらないと主張する。

しかし、最高裁平成21年判決の事案は、昭和55年11月12日から平成9年1月13日までの取引に関するものであるから、控訴人の主張は、その前提を欠くものである上、被控訴人の行為が違法であったことを基礎付ける証拠はない。

控訴人の主張には、理由がない。

4 以上によれば、控訴人の請求は、別紙記載の過払金元本74万6636円及び平成21年4月15日までの利息8007円の合計である75万4643円並びに同元本に対する同月16日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余の請求は理由がないことになる。

よって、本件控訴に基づき、以上と結論が異なる原判決を変更し、本件附帯控訴は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 大 橋 寛 明

裁判官 川 口 代 志 子

裁判官 見 米 正

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: XXXXXXXXXX
 会員番号:
 貸金業者: アコム株式会社

過払利率 5%

作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H9.11.10	500,000		0.18				500,000		
2	H9.11.25		30,000	0.18	15	3,698	0	473,698	0	0
3	H9.12.25		30,000	0.18	30	7,008	0	450,706	0	0
4	H10.1.26		100,000	0.18	32	7,112	0	357,818	0	0
5	H10.2.26		30,000	0.18	31	5,470	0	333,288	0	0
6	H10.3.27		30,000	0.18	29	4,766	0	308,054	0	0
7	H10.4.26		30,000	0.18	30	4,557	0	282,611	0	0
8	H10.5.25		30,000	0.18	29	4,041	0	256,652	0	0
9	H10.6.25		20,000	0.18	31	3,923	0	240,575	0	0
10	H10.6.25	230,000		0.18	0	0	0	470,575	0	0
11	H10.7.25		30,000	0.18	30	6,961	0	447,536	0	0
12	H10.8.25		30,000	0.18	31	6,841	0	424,377	0	0
13	H10.9.25		20,000	0.18	31	6,487	0	410,864	0	0
14	H10.10.26		20,000	0.18	31	6,281	0	397,145	0	0
15	H10.10.26	50,000		0.18	0	0	0	447,145	0	0
16	H10.11.26		30,000	0.18	31	6,835	0	423,980	0	0
17	H10.12.28		20,000	0.18	32	6,690	0	410,670	0	0
18	H11.1.28		20,000	0.18	31	6,278	0	396,948	0	0
19	H11.1.28	40,000		0.18	0	0	0	436,948	0	0
20	H11.3.1		20,000	0.18	32	6,895	0	423,843	0	0
21	H11.3.31		20,000	0.18	30	6,270	0	410,113	0	0
22	H11.5.6		20,000	0.18	36	7,280	0	397,393	0	0
23	H11.6.1		20,000	0.18	26	5,095	0	382,488	0	0
24	H11.7.2		20,000	0.18	31	5,847	0	368,335	0	0
25	H11.8.1		20,000	0.18	30	5,449	0	353,784	0	0
26	H11.8.26		20,000	0.18	25	4,361	0	338,145	0	0
27	H11.8.26	70,000		0.18	0	0	0	408,145	0	0
28	H11.9.27		15,000	0.18	32	6,440	0	399,585	0	0
29	H11.10.31		20,000	0.18	34	6,699	0	386,284	0	0
30	H11.10.31	10,000		0.18	0	0	0	396,284	0	0
31	H11.11.29		20,000	0.18	29	5,667	0	381,951	0	0
32	H11.12.27		20,000	0.18	28	5,274	0	367,225	0	0
33	H12.1.27		20,000	0.18	31	5,600	0	352,825	0	0
34	H12.2.28		20,000	0.18	32	5,552	0	338,377	0	0
35	H12.3.30		15,000	0.18	31	5,158	0	328,535	0	0
36	H12.4.28		20,000	0.18	29	4,685	0	313,220	0	0
37	H12.5.29		20,000	0.18	31	4,775	0	297,995	0	0
38	H12.5.29	50,000		0.18	0	0	0	347,995	0	0
39	H12.6.29		20,000	0.18	31	5,305	0	333,300	0	0
40	H12.7.29		20,000	0.18	30	4,917	0	318,217	0	0
41	H12.8.29		15,000	0.18	31	4,851	0	308,068	0	0
42	H12.8.29	30,000		0.18	0	0	0	338,068	0	0
43	H12.9.29		20,000	0.18	31	5,154	0	323,222	0	0
44	H12.9.29	10,000		0.18	0	0	0	333,222	0	0
45	H12.10.30		15,000	0.18	31	5,080	0	323,302	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
46	H12. 11. 30		15,000	0.18	31	4,929	0	313,231	0	0
47	H12. 12. 30		15,000	0.18	30	4,621	0	302,852	0	0
48	H13. 2. 2		15,000	0.18	34	5,077	0	292,929	0	0
49	H13. 2. 2	20,000		0.18	0	0	0	312,929	0	0
50	H13. 3. 2		15,000	0.18	28	4,320	0	302,249	0	0
51	H13. 4. 2		20,000	0.18	31	4,620	0	286,869	0	0
52	H13. 5. 2		20,000	0.18	30	4,244	0	271,113	0	0
53	H13. 6. 2		15,000	0.18	31	4,144	0	260,257	0	0
54	H13. 7. 2		20,000	0.18	30	3,850	0	244,107	0	0
55	H13. 8. 2		15,000	0.18	31	3,731	0	232,838	0	0
56	H13. 9. 3		20,000	0.18	32	3,674	0	216,512	0	0
57	H13. 9. 3	50,000		0.18	0	0	0	266,512	0	0
58	H13. 10. 2		15,000	0.18	29	3,811	0	255,323	0	0
59	H13. 11. 2		15,000	0.18	31	3,903	0	244,226	0	0
60	H13. 12. 3		20,000	0.18	31	3,733	0	227,959	0	0
61	H14. 1. 4		15,000	0.18	32	3,597	0	216,556	0	0
62	H14. 2. 4		15,000	0.18	31	3,310	0	204,866	0	0
63	H14. 3. 4		20,000	0.18	28	2,828	0	187,694	0	0
64	H14. 4. 4		15,000	0.18	31	2,869	0	175,563	0	0
65	H14. 4. 4	40,000		0.18	0	0	0	215,563	0	0
66	H14. 4. 26		15,000	0.18	22	2,338	0	202,901	0	0
67	H14. 5. 27		15,000	0.18	31	3,101	0	191,002	0	0
68	H14. 6. 27		15,000	0.18	31	2,919	0	178,921	0	0
69	H14. 6. 27	10,000		0.18	0	0	0	188,921	0	0
70	H14. 7. 28		20,000	0.18	31	2,888	0	171,809	0	0
71	H14. 7. 28	10,000		0.18	0	0	0	181,809	0	0
72	H14. 8. 28		15,000	0.18	31	2,779	0	169,588	0	0
73	H14. 10. 2		15,000	0.18	35	2,927	0	157,515	0	0
74	H14. 10. 30		15,000	0.18	28	2,175	0	144,690	0	0
75	H14. 12. 2		15,000	0.18	33	2,354	0	132,044	0	0
76	H15. 1. 6		20,000	0.18	35	2,279	0	114,323	0	0
77	H15. 2. 3		20,000	0.18	28	1,578	0	95,901	0	0
78	H15. 3. 3		20,000	0.18	28	1,324	0	77,225	0	0
79	H15. 3. 25		15,000	0.18	22	837	0	63,062	0	0
80	H15. 3. 25	50,000		0.18	0	0	0	113,062	0	0
81	H15. 4. 25		15,000	0.18	31	1,728	0	99,790	0	0
82	H15. 5. 25		15,000	0.18	30	1,476	0	86,266	0	0
83	H15. 6. 25		20,000	0.18	31	1,318	0	67,584	0	0
84	H15. 7. 27		15,000	0.18	32	1,066	0	53,650	0	0
85	H15. 8. 27		20,000	0.18	31	820	0	34,470	0	0
86	H15. 9. 29		20,000	0.18	33	560	0	15,030	0	0
87	H15. 9. 29	30,000		0.18	0	0	0	45,030	0	0
88	H15. 10. 30		15,000	0.18	31	688	0	30,718	0	0
89	H15. 10. 30	10,000		0.18	0	0	0	40,718	0	0
90	H15. 12. 1		15,000	0.18	32	642	0	26,360	0	0
91	H15. 12. 30		20,000	0.18	29	376	0	6,736	0	0
92	H16. 1. 30		20,000	0.18	31	102	0	-13,162	0	0
93	H16. 2. 28		20,000	0.18	29	0	0	-33,162	-52	-52
94	H16. 2. 28	30,000		0.18	0	0	0	-3,214	0	0
95	H16. 3. 28		15,000	0.18	29	0	0	-18,214	-12	-12
96	H16. 5. 5		15,000	0.18	38	0	0	-33,214	-94	-106
97	H16. 6. 1		15,000	0.18	27	0	0	-48,214	-122	-228

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
98	H16.7.2		15,000	0.18	31	0	0	-63,214	-204	-432
99	H16.8.2		15,000	0.18	31	0	0	-78,214	-267	-699
100	H16.8.26		20,000	0.18	24	0	0	-98,214	-256	-955
101	H16.8.26	30,000		0.18	0	0	0	-69,169	0	0
102	H16.9.27		20,000	0.18	32	0	0	-89,169	-302	-302
103	H16.10.28		15,000	0.18	31	0	0	-104,169	-377	-679
104	H16.12.2		15,000	0.18	35	0	0	-119,169	-498	-1,177
105	H16.12.30		17,000	0.18	28	0	0	-136,169	-455	-1,632
106	H17.1.31		20,000	0.18	32	0	0	-156,169	-596	-2,228
107	H17.1.31	30,000		0.18	0	0	0	-128,397	0	0
108	H17.2.28		15,000	0.18	28	0	0	-143,397	-492	-492
109	H17.3.31		20,000	0.18	31	0	0	-163,397	-608	-1,100
110	H17.5.2		20,000	0.18	32	0	0	-183,397	-716	-1,816
111	H17.6.2		20,000	0.18	31	0	0	-203,397	-778	-2,594
112	H17.7.2		15,000	0.18	30	0	0	-218,397	-835	-3,429
113	H17.8.2		20,000	0.18	31	0	0	-238,397	-927	-4,356
114	H17.9.2		20,000	0.18	31	0	0	-258,397	-1,012	-5,368
115	H17.9.27		15,000	0.18	25	0	0	-273,397	-884	-6,252
116	H17.9.27	60,000		0.18	0	0	0	-219,649	0	0
117	H17.10.28		15,000	0.18	31	0	0	-234,649	-932	-932
118	H17.11.29		15,000	0.18	32	0	0	-249,649	-1,028	-1,960
119	H17.12.29		20,000	0.18	30	0	0	-269,649	-1,025	-2,985
120	H18.1.30		20,000	0.18	32	0	0	-289,649	-1,182	-4,167
121	H18.3.2		20,000	0.18	31	0	0	-309,649	-1,230	-5,397
122	H18.3.31		15,000	0.18	29	0	0	-324,649	-1,230	-6,627
123	H18.4.30		15,000	0.18	30	0	0	-339,649	-1,334	-7,961
124	H18.5.30		15,000	0.18	30	0	0	-354,649	-1,395	-9,356
125	H18.5.30	45,000		0.18	0	0	0	-319,005	0	0
126	H18.6.29		15,000	0.18	30	0	0	-334,005	-1,310	-1,310
127	H18.7.30		15,000	0.18	31	0	0	-349,005	-1,418	-2,728
128	H18.8.30		15,000	0.18	31	0	0	-364,005	-1,482	-4,210
129	H18.9.29		15,000	0.18	30	0	0	-379,005	-1,495	-5,705
130	H18.10.9	15,000		0.18	10	0	0	-370,229	-519	0
131	H18.10.28		20,000	0.18	19	0	0	-390,229	-963	-963
132	H18.11.28		15,000	0.18	31	0	0	-405,229	-1,657	-2,620
133	H18.11.28	10,000		0.18	0	0	0	-397,849	0	0
134	H18.12.27		15,000	0.18	29	0	0	-412,849	-1,580	-1,580
135	H19.1.29		15,000	0.18	33	0	0	-427,849	-1,866	-3,446
136	H19.3.1		15,000	0.18	31	0	0	-442,849	-1,816	-5,262
137	H19.4.2		15,000	0.18	32	0	0	-457,849	-1,941	-7,203
138	H19.5.2		20,000	0.18	30	0	0	-477,849	-1,881	-9,084
139	H19.6.2		15,000	0.18	31	0	0	-492,849	-2,029	-11,113
140	H19.7.1		15,000	0.18	29	0	0	-507,849	-1,957	-13,070
141	H19.7.31		15,000	0.18	30	0	0	-522,849	-2,087	-15,157
142	H19.8.31		15,000	0.18	31	0	0	-537,849	-2,220	-17,377
143	H19.9.28		15,000	0.18	28	0	0	-552,849	-2,062	-19,439
144	H19.11.2		15,000	0.18	35	0	0	-567,849	-2,650	-22,089
145	H19.12.3		15,000	0.18	31	0	0	-582,849	-2,411	-24,500
146	H19.12.31		15,000	0.18	28	0	0	-597,849	-2,235	-26,735
147	H20.2.1		15,000	0.18	32	0	0	-612,849	-2,613	-29,348
148	H20.3.3		15,000	0.18	31	0	0	-627,849	-2,595	-31,943
149	H20.4.2		16,000	0.18	30	0	0	-643,849	-2,573	-34,516

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
150	H20. 5. 2		15,000	0.18	30	0	0	-658.849	-2.638	-37.154
151	H20. 5. 27		15,000	0.18	25	0	0	-673.849	-2,250	-39.404
152	H20. 6. 29		15,000	0.18	33	0	0	-688.849	-3,037	-42.441
153	H20. 6. 29	70,000		0.18	0	0	0	-661.290	0	0
154	H20. 8. 2		15,000	0.18	34	0	0	-676.290	-3,071	-3,071
155	H20. 8. 31		15,000	0.18	29	0	0	-691.290	-2,679	-5,750
156	H20. 9. 25		15,000	0.18	25	0	0	-706.290	-2,360	-8,110
157	H20. 10. 30		15,000	0.18	35	0	0	-721.290	-3,377	-11,487
158	H20. 11. 30		15,000	0.18	31	0	0	-736.290	-3,054	-14,541
159	H20. 12. 25		15,000	0.18	25	0	0	-751.290	-2,514	-17,055
160	H21. 1. 26		20,000	0.18	32	0	0	-771.290	-3,291	-20,346
161	H21. 1. 26	60,000		0.18	0	0	0	-731.636	0	0
162	H21. 3. 2		15,000	0.18	35	0	0	-746.636	-3,507	-3,507
163	H21. 4. 15			0.18	44	0	0	-746.636	-4,500	-8,007

これは正本である。

平成23年3月24日

東京高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 本

